

山口県立病院機構看護職員確保対策給付金支給要綱（抄）

（趣旨）

第1条 この要綱は、助産又は看護業務に従事する職員に対する看護職員確保対策給付金（以下「給付金」という。）の支給について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この給付金は、育児をしながら夜間看護業務を行う職員の処遇改善や看護師等修学資金を返還しながら勤務する職員の経済的支援を通じて、看護職員の働きやすい環境づくりを進め、もって看護職員の確保を図ることを目的とする。

（対象者）

第3条 給付金の支給対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- （1）地方独立行政法人山口県立病院機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の医療職給料表（三）の適用を受ける職員
- （2）助産師又は看護師国家試験を合格し正規採用されることを前提として採用された有期職員

（給付金の種類及び支給額等）

第4条 給付金の種類、支給の要件及び額は、次の各号に掲げるとおりとし、予算の範囲内において支給する。

- （1）夜間看護業務従事者子育て応援給付金

ア 夜間保育入園準備給付金

（略）

イ 夜間保育料支援給付金

（略）

ウ 夜勤協力給付金

（略）

- （2）看護師等修学資金返還支援給付金

保健師助産師看護師法第20条又は21条の規定に基づき、文部科学大臣若しくは厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した学校又は養成所（以下「養成施設」という。）を卒業又は修了するために、地方公共団体が貸与する看護師等修学資金又はそれに準ずるものと理事長が認めるもの（以下「修学資金等」という。）を借り入れた者で、当該修学資金等の返還を予定している又は返還中であって、山口県立病院機構（以下「本機構」という。）が別に定める採用枠により採用された職員に対し、修学資金等の貸付団体からの貸付月額と同額（ただし、月額36,000円を上限とする。）を毎月支給する。その場合の支給期間は、修学資金等の貸与を受けた月数と同じ月数（ただし、36月を上限とする。）とする。ただし、当該養成施設を既に卒業又は修了している者は、卒業又は修了した日の属する月の翌月から本機構に採用されるまでに経過した月数を除いた月数とする。

(支給申請)

第5条 対象者は、給付金の支給を受けようとするときは、看護職員確保対策給付金支給申請書（別記様式第1号の1又は別記様式第1号の2）に、関係書類を添付し、各病院の院長（以下「所属長」という。）に提出しなければならない。

(支給決定)

第6条 所属長は、対象者から前条の申請があったときは、その内容を審査し、速やかに給付金の支給の可否を決定する。

2 所属長は、前項の規定により給付金の支給の可否を決定したときは、看護職員確保対策給付金支給（不支給）決定通知書（別記様式第2号）を前条の申請をした者に交付する。

3 所属長は、申請書その他添付書類又は受給資格に疑義が生じた場合は、事実確認のため、対象者に対して関係書類の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 (略)

2 看護師等修学資金返還支援給付金の受給者は、前年度の修学資金等の返還状況を修学資金等返還状況報告書（別記様式第4号）に、関係書類を添付し、毎年4月末までに所属長に報告しなければならない。

3 看護師等修学資金返還支援給付金の受給者は、修学資金等の返還が完了したときは、修学資金等返還完了報告書（別記様式第5号）に、関係書類を添付し、速やかに所属長に報告しなければならない。

(受給終了の申出)

第8条 (略)

(支給の終了)

第9条 所属長は、給付金について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、給付金の支給を終了する。

(1) 夜間保育料支援給付金及び夜勤協力給付金

(略)

(2) 看護師等修学資金返還支援給付金

ア 退職したとき

2 所属長は、前項の規定により給付金の支給の終了を決定したときは、看護職員確保対策給付金支給終了通知書（別記様式第7号）を対象者に交付する。

(支給決定の取消等)

第10条 所属長は、虚偽の申請その他不正な手段により給付金の申請を行い、支給の決定を受けた者がいるときは、給付金の支給の決定の全部若しくは一部の取消、又はその

決定の一部を変更することができる。

- 2 前項に定めるほか、看護師等修学資金返還支援給付金の受給者について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、所属長は、給付金の支給の決定の全部若しくは一部の取消、又はその決定の一部を変更することができる。
 - (1) 養成施設を卒業又は修了する目的以外のために借り受けた修学資金等であることが分かったとき
 - (2) 修学資金等の貸付団体が規定する返還免除の要件に該当するとき
 - (3) 修学資金等の返還債務が生じていなかったとき
 - (4) 他の同様の給付金等の支給を受けていたとき
 - (5) 修学資金等の返還を行っていないとき
 - (6) 業務上の災害又は通勤による災害以外の事由による心身の故障のため、休職したとき
 - (7) 地方独立行政法人山口県立職員就業規則第43条に規定する懲戒を受けたとき
 - (8) 正当な理由なく、第6条第3項の規定に基づく関係書類の提出を拒んだとき又は事実が確認できなかったとき
- 3 所属長は、前2項の規定により給付金の支給決定の取消又は変更を決定したときは、看護職員確保対策給付金支給変更（取消）決定通知書（別記様式第8号）を対象者に交付する。

（返還等）

- 第11条 受給者は、第9条第2項の規定による給付金の支給の終了又は前条第2項の規定による給付金の決定の取消若しくは変更の通知を受けた場合において、既に給付金が給付されているときは、終了又は取消若しくは変更に係る額を限度に給付金を返還しなければならない。
- 2 受給者は、既に給付金が給付された後であって、第7条第3項に規定する修学資金等の返還の終了を報告する前に退職したときは、第7条第2項により報告のあった返還額と既に支給した額との差額を限度に給付金を返還しなければならない。
 - 3 所属長は、前2項の規定により給付金の返還を命ずるときは、看護職員確保対策給付金返還命令書（別記様式第9号）を対象者に交付する。

（その他）

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和4年9月7日から施行し、令和4年4月1日から適用する。なお、本要綱の効力は、目的積立金の執行の範囲内に限るものとする。

（経過措置）

- 2 第4条第2号中「山口県立病院機構（以下「本機構」という。）が別に定める採用枠により採用された職員」とあるのは、令和4年度に限っては当該年度に実施された当該採

用枠以外の採用試験により採用された職員にも適用する。

看護職員確保対策給付金支給申請書

令和 年 月 日

所 属 長 様

所属
部署・職名
氏名 印

看護職員確保対策給付金の支給を受けたいので、山口県立病院機構看護職員確保対策給付金支給要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請する給付金の種類

- 看護師等修学資金返還支援給付金（第4条第2号）

2 修学資金等の状況

修学資金等の名称	
貸付団体の名称	
貸付団体が定める貸付月額	円
修学資金等の貸与を受けた月数	月
返還を開始する（した）月	平成・令和 年 月
返還終了予定月	令和 年 月

3 養成施設を卒業又は修了した日（既卒者のみ記入）

養成施設を卒業又は修了したとき	平成・令和 年 月
-----------------	-----------

《注意事項》

- 1 該当する□にはレ印を記入すること。

《添付書類》

- 1 修学資金等の貸付団体が発行する修学資金の貸与を証する書類で貸付月額及び修学資金等の貸与を受けた月数が分かる書類（修学資金借用証書の写しなど）
- 2 修学資金等の返還債務が発生する（している）ことが分かる書類（返還決定通知書の写し、返還計画書の写しなど）
- 3 養成施設を卒業又は修了したときが分かる書類（卒業証書など）（既卒者のみ）

修学資金等返還状況報告書

令和 年 月 日

所 属 長 様

所属
部署・職名
氏名

印

令和 年度の修学資金等の返還状況について、山口県立病院機構看護職員確保対策給付金支給要綱第7条第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 修学資金等の返還状況

令和 年度の返還総額 円（※振込手数料及び利息額は除く。）

《添付書類》

- 1 当該年度の返還計画額が分かる返還計画書の写し
- 2 当該年度の返還額が分かる修学資金返還証明書の写しや預金通帳の写し等

修学資金等返還完了報告書

令和 年 月 日

所 属 長 様

所属
部署・職名
氏名

印

修学資金等を返還しましたので、山口県立病院機構看護職員確保対策給付金支給要綱第7条第3項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 返還を完了した修学資金等の名称
- 2 修学資金等の返還総額
円（※振込手数料及び利息額は除く。）
- 3 返還完了日
令和 年 月 日

《添付書類》

- 1 修学資金等の貸付団体が発行する修学資金等の返還が完了したことを証する書類（修学資金返還証明書の写し等）